

質問に対する回答

| | |
|------|--------------------------------------|
| 案件名称 | 令和6年度 東横堀川外1 公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託 |
|------|--------------------------------------|

| 番号 | 質問 | 回答 |
|-------|---|---|
| No. 1 | <p>・1点目： 社会実験における水面を活用したプログラムの実施にあたり、東横堀川・道頓堀川における工事等により水面活用に関して制約のある時期、内容があれば教えてください。</p> <p>・2点目： 特記仕様書(案)において社会実験で想定する準備・設置物が挙げられていますが、社会実験の企画によっては挙げられている準備・設置物の一部を使用しなくてもよいでしょうか。特記仕様書(案)で挙げられている準備・設置物のうち、使用すべきものがあれば教えてください。</p> | <p>・1点目 社会実験において、水面を利用したプログラムの実施にあたりましては、舟運関係者に影響のないよう、航路の閉鎖を行わないことを前提としてください。 実施時期については、令和6年10月、令和7年4月、10月を目安に実施することとし、舟運関係者等と事前調整を行っていただければ制約はありません。</p> <p>・2点目 特記仕様書(案)4.5に記載している準備・設置物は想定であり、使用しなくても問題ありません。提案内容に応じた準備・設置物を使用してください。</p> |